

令和 7 (2025) 年度栃木県内部統制評価報告書の概要について

行政改革ICT推進課（内部監査室）

地方自治法の一部改正により、令和2(2020)年4月から導入された内部統制制度において、知事は毎会計年度、内部統制の整備状況及び運用状況を評価した「内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査に付した上で、議会に提出・公表することとしているもの。

1 評価対象

【対象部局】

知事部局、企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局・教育機関等、警察本部・警察署（計268所属）※知事部局及び企業局以外は、令和7(2025)年度から対象

【対象事務】

①財務会計、②個人情報等保護、③公文書管理 ④情報セキュリティ ※②③④は知事部局及び企業局のみ対象

【評価期間】

令和7(2025)年度（評価基準日：令和8(2026)年3月31日）

2 評価方法

総務省のガイドラインを踏まえ、「全庁的な内部統制」及び「業務レベルの内部統制」において「整備上の不備」(※1)及び「運用上の不備」(※2)を把握し、当該不備における「重大な不備」(※3)の有無により、内部統制の有効性を判断する。

区分	評価内容
全庁的な内部統制	全庁にまたがる内部統制の仕組みや規定の整備・運用状況を評価
業務レベルの内部統制	各所属における対象事務の執行状況やリスク管理状況等を評価

※1「整備上の不備」：規定が存在しない又は現状の規定では内部統制の目的を十分達成できない場合 など

※2「運用上の不備」：規定で意図した効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させた場合 など

※3「重大な不備」：県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの又は生じさせる蓋然性の高いもの

令和 7 (2025) 年度栃木県内部統制評価報告書の概要について

3 評価結果

区分	不備の項目数等		うち「重大な不備」の項目数
全庁的な内部統制	整備上の不備	なし	なし
	運用上の不備		
業務レベルの内部統制	整備上の不備	なし	なし
	運用上の不備	237 (各所属の自己評価、内部監査、監査委員監査等の結果)	10

- 財務会計及び公文書管理に関する事務において、評価対象期間中に運用上の重大な不備(①業務管理システムに係る委託及び使用・賃借等において支払遅延等が生じた事案、②事務局を担当した大会の収支決算について、実行委員会へ誤った収支決算報告を行っていた事案、③テレビ受信機能があるカーナビ付き公用車等においてNHK放送受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった事案)を把握したため、当該事務について内部統制は一部有効に機能していないと判断した。
- 個人情報等保護及び情報セキュリティに関する事務については、評価対象期間中に重大な不備は見受けられなかったことから、内部統制は概ね有効に機能していると判断した。
- 判明した不備については、各所属において改善策を講じ、再発防止に取り組んでいる。

4 提出

令和8(2026)年度9月議会